

同意書

(宛先) 狭 山 市 長
狭山市福祉事務所長

以下の事項に同意のうえ、保育施設への入所について申込みます。

- 1 保育所等入所申込書の記載事項に虚偽があった場合には、申込みが無効になること。
- 2 「入所のしおり」の内容に同意し、また希望する保育施設については、見学等で保育内容等を確認し、了承していること。
- 3 保育を必要とする理由等の状況を確認するため、福祉事務所の職員が勤務先等へ勤務状況等を照会すること。
- 4 この申込みによる保育施設における保育及び保育料の決定のために市が保有する個人情報(住民基本台帳の情報、申込み子どもの生育歴、健康状況及び家庭の状況、課税状況、生活保護受給状況等)を確認・利用すること。
また、保育施設の申込みに当たり、上記及び申請の際に提出された個人情報、保育料の納入状況等を、市と入所を希望する保育施設が共有すること。
- 5 賦課された保育料は、納期限までに納付すること。
※ 正当な理由なく長期にわたり保育料の未納が続いた場合は、児童福祉法第56条第6項から第8項まで又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、滞納処分(給与の差押え等)を行う場合があります。
- 6 保育施設での規定を守ること。
- 7 保育施設における保育及び保育料決定のため、市が請求した各種必要書類を、提出期限までに市が定めた提出先に提出すること。
- 8 継続的に保育を必要とする状況にあること。
また、保育を必要とする状況が変更となった場合には、その内容について速やかに保育幼稚園課へ報告すること。
- 9 入所後、8に反した場合は、継続入所不可となること。

同 意 日	令和 年 月 日
保護者署名	印

ふりがな			生年月日	
子どもの氏名				
第一希望の保育施設				

